

# 特定行為及び看護師の能力認証に係る具体案の比較(案)

資料 3

項目		A案: 骨子案(大臣認証案)	試案(指定研修機関案)	B案: 民間(学会等)認証案
基本的な考え方		<p>○看護師が実施する行為について、患者が安心して受けることができ、かつ、看護師自身も安心して実施できるよう、国が関与することで、</p> <p>①現在、診療の補助に当たるかどうかは必ずしも明確でない行為を明確化し特定行為として位置付けるとともに、</p> <p>②特定能力を有する看護師であることが客観的に分かるような仕組みとする</p> <p>○能力認証を制度化することで、特定能力を有する看護師による特定行為の実施について、広く普及を図る</p>		<p>○現在、診療の補助に当たるかどうかは必ずしも明確でない行為の一部について、明確化する</p> <p>○特定の医行為については、国は関与せず、民間(学会等)が、その実施に当たっての「ガイドライン」作成や看護師の能力認証を行う</p> <p>○具体的に、診療の補助としてどの行為をどの看護師に実施させるかは、これまで同様、現場の医師又は歯科医師が判断する</p>
特定行為	診療の補助に当たることの明確化	<p>○法令上、その実施に必要な研修を受けること又は適切な業務実施体制を確保すること等を条件に「特定行為」として位置付ける</p> <p>○現在、診療の補助に当たるかどうかは必ずしも明確でないとされている行為について、相当な部分が明確化される</p>		<p>○現在、診療の補助に当たるかどうかは必ずしも明確でないとしていた行為について、一部は通知等で明確化できるが、大部分は不明確なまま残る</p> <p>○民間(学会等)が自律的に、特定の医行為の実施に関する「ガイドライン」の作成・更新を行う(法令上、特定の医行為の実施に必要な研修を受けること等は条件ではない)</p>
	実施基準	<p>○厚生労働大臣の能力認証を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的指示を受けて実施</p> <p>○看護師一般が、衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的指示を受けて実施</p>	<p>○厚生労働大臣が指定した研修機関で研修を修了した看護師が、医師又は歯科医師の包括的指示を受けて実施</p>	<p>○不明確なまま残った行為の実施について、法令上の制限はない</p> <p>(現行と同様、看護師が、個々の看護師の能力を確認した医師又は歯科医師の指示を受けて実施)</p>
	追加・改廃	—	○常設の審議の場を設置し、検討した上で決定	○民間(学会等)が自律的に、特定の医行為の実施に関する「ガイドライン」の作成・更新を行う(法令上、特定の医行為の実施に必要な研修を受けること等は条件ではない)(再掲)

# 特定行為及び看護師の能力認証に係る具体案の比較(案)

資料3

項目		A案: 骨子案(大臣認証案)	試案(指定研修機関案)	B案: 民間(学会等)認証案
能力認証	方法	○厚生労働大臣が能力認証証を交付	○厚生労働大臣が、研修修了した旨を看護師籍に登録した上で、登録証を交付	学会等が自立的に行う (例えば、専門学会が内容・期間を定めて行う研修及び試験に合格した者に修了証を授与する等)
	要件	○厚生労働大臣が指定したカリキュラムの修了 ○厚生労働大臣が実施する試験の合格	○実務経験5年以上 ○厚生労働大臣が指定した研修機関での研修の修了	
主な効果	患者の安心	○医療の安全性は高まり、患者の安心感につながる		○医療の安全性の高まりや、患者の安心感へのつながりは限定的
	看護師による特定行為の実施の普及	○広く普及する		○普及は限定的
	特定行為の実施に必要な看護師の能力の確保等	○能力の確保と均一化が可能	○能力の確保が可能(能力の均一化も相当程度可能)	○能力の確保と均一化は限定的
	看護師の責任	○活動の幅が広がる分、責任の範囲も広がる		○現行と同様
	医師又は歯科医師との関係	○医師又は歯科医師による個々の看護師の能力確認が容易となり、指示をしやすくなる		○現行と同様
	看護師の能力発揮	○法令違反を恐れることなく、その能力を発揮することができる		○現行と同様
	看護師一般への影響	○特定行為の実施は可能であるが、現行と全く同様の形で実施できるとは限らない		○現行と同様